

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

第5条第1項第4号中「第4条第1項第4号イ」を「第4条第1項第3号イ」に改める。
第7条第2号中「及び第4号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

ページ

規 則

- 北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
..... (国民健康保険課) 19

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... (情報政策課) 19
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課) 19
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 20
○農業委員会が行う交換分合計画の認可..... (農業施設管理課) 20
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課) 20
○知事権限に係る保安林の指定の予定 (2 件) (治山課) 20
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課) 21
○道路の供用の開始..... (道路整備課) 21
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 21

支 庁 告 示

- 貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業務の停止処分..... 21

道警察本部告示

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... 22

規 則

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第1号

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則 (平成17年北海道規則第132号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同条第1項第1号イ」を「同号イ」に改める。

告 示

北海道告示第32号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年1月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民情報関連業務システム開発実証事業
- 随意契約の相手方を決定した日
平成17年12月28日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社H A R P
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2
- 随意契約に係る契約金額
92,400,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部 I T 推進室情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第33号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、平成17年12月28日、上ノ国土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年1月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年1月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年1月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
今 金 北 中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きょ） 北海道檜山支庁
士幌西部北 畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きょ、土層改良） 北海道十勝支庁

北海道告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、枝幸町農業委員会が定めた岡島地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成18年1月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、別海町の行う土地改良（八幡地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の工事を平成17年10月20日に完了した旨の届出があった。

平成18年1月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年1月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字声問村字恵北972の1、972の2、字上声問

2650、大字宗谷村字増幌751の1

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字恵北972の2、字上声問2650

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 静内郡静内町字真歌13の1・18の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに稚内市役所及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年1月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 稚内市港3丁目94（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)			その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成18年1月17日 北海道知事 高 橋 はるみ																											
1 道路の種類 道道 2 路線名 茂世丑最上線 3 道路の区域 <table><tr><td>区間</td><td>変更前後の別</td><td>敷地の幅員</td><td>延長</td><td>国道等との重複区間</td></tr><tr><td>空知郡栗沢町字最上354番1地先から空知郡栗沢町字最上302番5地先（一般国道234号交点）まで</td><td>前</td><td>16.00mから32.50mまで</td><td>1,605.87m</td><td>一般国道234号重複L=22.00m</td></tr><tr><td></td><td>前</td><td>20.00mから38.20mまで</td><td>1,553.59m</td><td>一般国道234号重複L=21.92m</td></tr><tr><td></td><td>後</td><td>16.00mから53.00mまで</td><td>1,605.87m</td><td>一般国道234号重複L=22.00m</td></tr><tr><td></td><td>後</td><td>20.00mから38.20mまで</td><td>1,553.59m</td><td>一般国道234号重複L=21.92m</td></tr></table>			区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	空知郡栗沢町字最上354番1地先から空知郡栗沢町字最上302番5地先（一般国道234号交点）まで	前	16.00mから32.50mまで	1,605.87m	一般国道234号重複L=22.00m		前	20.00mから38.20mまで	1,553.59m	一般国道234号重複L=21.92m		後	16.00mから53.00mまで	1,605.87m	一般国道234号重複L=22.00m		後	20.00mから38.20mまで	1,553.59m	一般国道234号重複L=21.92m			
区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間																										
空知郡栗沢町字最上354番1地先から空知郡栗沢町字最上302番5地先（一般国道234号交点）まで	前	16.00mから32.50mまで	1,605.87m	一般国道234号重複L=22.00m																										
	前	20.00mから38.20mまで	1,553.59m	一般国道234号重複L=21.92m																										
	後	16.00mから53.00mまで	1,605.87m	一般国道234号重複L=22.00m																										
	後	20.00mから38.20mまで	1,553.59m	一般国道234号重複L=21.92m																										
支 庁 告 示																														
北海道石狩支庁告示第4号 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第1項の規定により公告する。 平成18年1月17日 北海道石狩支庁長 三 好 昇 1 処分を行った貸金業者 <table><tr><td>住 所</td><td>商号又は名称</td><td>氏 名</td><td>登録番号</td></tr><tr><td>札幌市中央区宮の森2条16丁目11番2号</td><td>有限会社マルミ恵和不動産</td><td>佐 藤 恵美子</td><td>北海道知事(5)石第01520号</td></tr><tr><td>江別市野幌町57番地の17</td><td>開清クレジット</td><td>清 水 静 春</td><td>北海道知事(4)石第01790号</td></tr><tr><td>札幌市手稲区曙4条1丁目8番25号岡本ハウス201号</td><td>上田商事 本店 小樽店</td><td>上 田 敏 幸</td><td>北海道知事(4)石第01823号</td></tr><tr><td>札幌市豊平区月寒中央通6丁目1番15号</td><td>北武総業株式会社</td><td>小 西 政 秀</td><td>北海道知事(4)石第01847号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						住 所	商号又は名称	氏 名	登録番号	札幌市中央区宮の森2条16丁目11番2号	有限会社マルミ恵和不動産	佐 藤 恵美子	北海道知事(5)石第01520号	江別市野幌町57番地の17	開清クレジット	清 水 静 春	北海道知事(4)石第01790号	札幌市手稲区曙4条1丁目8番25号岡本ハウス201号	上田商事 本店 小樽店	上 田 敏 幸	北海道知事(4)石第01823号	札幌市豊平区月寒中央通6丁目1番15号	北武総業株式会社	小 西 政 秀	北海道知事(4)石第01847号					
住 所	商号又は名称	氏 名	登録番号																											
札幌市中央区宮の森2条16丁目11番2号	有限会社マルミ恵和不動産	佐 藤 恵美子	北海道知事(5)石第01520号																											
江別市野幌町57番地の17	開清クレジット	清 水 静 春	北海道知事(4)石第01790号																											
札幌市手稲区曙4条1丁目8番25号岡本ハウス201号	上田商事 本店 小樽店	上 田 敏 幸	北海道知事(4)石第01823号																											
札幌市豊平区月寒中央通6丁目1番15号	北武総業株式会社	小 西 政 秀	北海道知事(4)石第01847号																											

千歳市清水町4丁目11番地	カネマル商事	小 野 義 春	北海道知事(4)石第01872号
札幌市中央区南15条西9丁目2番3号 センタービル1階	株式会社センター	根 布 重 昭	北海道知事(1)石第02729号
札幌市北区篠路1条3丁目11番15号	有限会社川商	川 岸 明	北海道知事(1)石第02755号
札幌市北区篠路1条3丁目11番15号	丸川 川岸	川 岸 達 也	北海道知事(1)石第02756号
札幌市東区北19条東4丁目1-55 コーポ高杉202号	名称なし	高 杉 大 志	北海道知事(1)石第02794号
札幌市南区南沢5条4丁目7番6号	名称なし	西 川 明 敏	北海道知事(1)石第02799号
札幌市中央区南10条西10丁目1-20 さくらビル2階	ステップ	小 倉 強 史	北海道知事(1)石第02810号
札幌市中央区南2条東1丁目1-12 フラータ札幌714号	ちゅうおうファイナンス	東 出 光 広	北海道知事(1)石第02853号
札幌市豊平区平岸2条3丁目5番7号	有限会社NSTプロダクト	高 畠 文 雄	北海道知事(1)石第02867号
札幌市北区北27条西14丁目3番27号	有限会社アルシオ	藤 井 明 房	北海道知事(1)石第02878号
江別市萌えぎ野中央9番地10	有限会社I・C・Mサービス	石 崎 達 雄	北海道知事(1)石第02890号
札幌市中央区北1条西3丁目3番地 ヨコエビル2階	マネーショップイーグル	青 木 孝 之	北海道知事(1)石第02902号

- 2 業務停止の期間
- 平成18年1月10日から2月8日までの間の30日間
- 3 業務停止の範囲
- 新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第3号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年1月19日から施行する。

平成18年1月17日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表函館方面函館中央警察署の項中

七 飯			同 字本町573番 地5	同 字本町、字緑町、字鶴 野、字飯田町及び字鳴川町
-----	--	--	--------------------	---------------------------------

七 飯			同 字本町573番 地5	同 鳴川1丁目から3丁目ま で、字本町、字緑町、字鶴野、字飯田 町及び字鳴川町
-----	--	--	--------------------	--

に改め、同表函館方面せたな警察署の項中

瀬 棚	同 瀬棚区本町 730番地1	を	瀬 棚	同 瀬棚区本町 792番地2	に改め、同表旭川方面旭川
-----	----------------------	---	-----	----------------------	--------------

中央警察署の項中

春 光			同 春光6 区1条4丁目 367番地9	同 春光3条6丁目、春光4条5丁 目及び6丁目、春光5条から春光7条 までの5丁目から9丁目まで、春光5 区1条から春光5区5条まで及び春光 6区1条から春光6区4条までの1丁 目から6丁目まで、花咲町4丁目から 7丁目まで、末広1条から末広8条ま での1丁目から3丁目まで、末広東1 条から末広東3条までの1丁目から3 丁目まで並びに字近文の一部（道道旭 川幌加内線以東）
-----	--	--	------------------------------	--

を

春	光		同 春光6 区1条4丁目 367番地9	同 春光3条6丁目から9丁目ま で、春光4条から春光7条までの5丁 目から9丁目まで、春光6区1条から 春光6区4条までの1丁目から6丁目 まで、花咲町4丁目から7丁目まで、 末広1条から末広8条までの1丁目か ら3丁目まで、末広東1条から末広東 3条までの1丁目から3丁目まで並び に字近文の一部（道道旭川幌加内線以 東）
---	---	--	---------------------------	---

に改め、同表旭川方面士別警察署の項中

「	剣 淵	上川郡剣淵町 市街地栄町 1640番地2	」	を	「	剣 淵	上川郡剣淵町 仲町7番11号	」	に改める。
---	-----	----------------------------	---	---	---	-----	-------------------	---	-------

